

○磐田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

平成18年3月29日条例第14号

磐田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次のとおりとする。

- (1) 機器、車両等の賃貸借又は保守管理に関する契約
- (2) 庁舎等管理業務のうち、清掃、警備、設備運転監視又は案内業務に関する契約
- (3) 前2号に掲げるもののほか、長期継続契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼす契約で市長が特に必要と認めるもの

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。